

坂出市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年坂出市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（様式第1号）に説明書（様式第2号）、別表第1に掲げる図面等その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(独立行政法人その他の法人)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(標識の設置)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う期間中当該行為地内の見やすい場所に風致地区内行為許可標識（様式第3号）を設置しなければならない。

(行為の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、廃止し、または完了したときは、速やかに、風致地区内行為中止・廃止・完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(協議または通知の手続)

第6条 第2条の規定は、条例第2条第2項の協議または条例第2条第3項の通知に準用する。

(地位の承継の届出等)

第7条 条例第6条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、速やかに、風致地区内行為許可承継届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可承継承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第8条 条例第8条第2項の身分を示す証明書は、様式第7号による。

（緑地面積の算定）

第9条 条例別表第3宅地の造成等の項の木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積は、別表第2区域の欄に掲げる区域ごとに、同表緑化種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表基準面積の欄に掲げる面積に同表換算係数の欄に掲げる係数を乗じて得られる面積の合計とする。

（書類の提出）

第10条 この規則の規定により市長に提出する書類は、その部数を正本1通および写し1通とする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

行為の種別	図面等		
	図面等の種類	縮尺	図面等に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築，増築，改築または移転	付近見取図	随意	方位，行為地および道路，建物その他の目標となる地物
	配置図	500分の1以上	方位，縮尺，敷地の境界線，敷地内における建築物等および木竹の位置，申請に係る建築物等と他の建築物等との別ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
	平面図	200分の1以上	方位および縮尺

	2面以上の立面図	200分の1以上	方向、縮尺ならびに主要部分の材料の種別、仕上げ方法および色彩
	断面図	200分の1以上	縮尺、敷地の現況地盤および設計地盤、敷地の境界、敷地内における建築物等および木竹の位置および高さならびに申請に係る建築物等と他の建築物等との別
	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺ならびに植栽する樹木および既存の樹木の位置および名称
	現況写真	名刺判以上	行為地およびその周辺ならびに行為部分の境界線
建築物等の色彩の変更	付近見取図	随意	方位、行為地および道路、建物その他の目標となる地物
	配置図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物等および木竹の位置、色彩の変更箇所ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
	立面図	200分の1以上	方向、縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法および色彩ならびに色彩の変更箇所
	現況写真(カラー)	名刺判以上	行為地およびその周辺ならびに行為部分の境界線
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	付近見取図	随意	方位、行為地および道路、建物その他の目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位、縮尺、等高線または等深線、行為地の境界線、

<p>(以下「宅地の造成等」という。), 土石の類の採取, 水面の埋立てもしくは干拓または屋外における土石, 廃棄物もしくは再生資源(以下「屋外における土石等」という。)の堆積</p>			切土, 盛土または堆積をする土地の部分および擁壁, 排水施設その他の附帯工作物
	断面図	500分の1以上	縮尺, 現況地表面, 設計地表面, 法面 ^{のり} 保護または堆積の方法および擁壁, 排水施設その他の附帯工作物
	植栽計画図	200分の1以上	方位, 縮尺ならびに植栽する樹木および既存の樹木的位置および名称
	現況写真	名刺判以上	行為地およびその周辺ならびに行為部分の境界線
木竹の伐採	付近見取図	随意	方位, 行為地および道路, 建物その他の目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位, 縮尺, 等高線, 行為地およびその周辺の土地利用の現況, 伐採区域ならびに伐採樹木的位置および名称
	植栽計画図	1, 200分の1以上	方位, 縮尺ならびに植栽する樹木および既存の樹木の

		位置および名称
現況写真	名刺判以上	行為地およびその周辺ならびに行為部分の境界線

別表第2（第9条関係）

区域	緑化種別	基準面積	換算係数
主たる道路との境界線からの水平距離が5メートルまでの敷地の区域	高木（樹高が3メートルを超える樹木をいう。以下同じ。）	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.44
	生け垣	延長に生け垣高を乗じて得た面積	1.2
	壁面緑化	水平延長に1メートルを乗じて得た面積	1.2
	芝または屋上緑化	水平投影面積	0.6
	樹木（高木を除く。以下同じ。）	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.2
	草本（芝を除く。以下同じ。）または庭園内の池，庭石もしくはこれらに類するもの	水平投影面積	1.2
その他の敷地の区域	高木	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.2
	生け垣	延長に生け垣高を乗じて得た面積	1
	壁面緑化	水平延長に1メートルを乗じて得た面積	1
	芝または屋上緑化	水平投影面積	0.5
	樹木	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1
	草本または庭園内の	水平投影面積	1

	池, 庭石もしくはこれ らに類するもの		
--	------------------------	--	--